

原案

石狩市政治倫理条例の一部改正
の概要について

総務部総務課

(令和5年9月)

1 改正の目的

石狩市政治倫理条例第14条に規定する市長等及び議員に係る「請負」について、地方自治法の議会の議員に係る「請負」の定義が明確化されたこと及び議員個人による請負に関する規制が緩和されたことから、本市においても候補者となる機会を拡大するよう改正を行うものとする。

2 改正の内容

地方自治法の規定

第92条の2中「請負をする者」の規定が改正された。(令和5年3月1日施行)

○明確化された部分（下線部分が追加された。）

【改正前】

【改正後】

請負 → 請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。）

○緩和された部分（下線部分が追加された。）

【改正前】

【改正後】

する者 → する者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額（300万円）を超えない者を除く。）

石狩市政治倫理条例（平成7年条例第2号）の一部改正（案）

第14条中「請負をする者」の規定を改正する。この改正により、地方自治法と同様の請負の規制となる。

【改正前】

請負をする者

→

【改正後】（下線部分を追加する改正を行う。）

請負をする者（地方自治法第92条の2に規定する者をいう。）

【参考条文】

●地方自治法（令和5年8月時点）

（関係私企業への就職の制限）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百二十二条、第一百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

●石狩市政治倫理条例（令和5年8月時点）

（市の公共事業の契約等に関する遵守事項）

第14条 市長等及び議員は、市に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（市長等にあつては、市が出資している法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第122条に規定する法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人を兼ねることができない。